

令和 8 年 8 月 7 日
市 川 水 道 事 務 所

現 場 説 明 書

- 1 工事番号 水市 8・9 第 10 号
- 2 工 事 名 市川市鬼高 3 丁目 28 番地先配水管整備工事
- 3 工事場所 市川市鬼高 3 丁目 28 番地先
- 4 工 期 令和 9 年 7 月 6 日限り
- 5 工事概要 別紙のとおり
- 6 説明事項
 - (1) 本工事は、設計図書、水道工事標準仕様書、特記仕様書、施工条件の明示及び本現場説明書に基づき施工すること。
 - (2) 本工事は、 夜間施工とする。
 - (3) 建設機械等について
日々回送を行うこととし、工事現場に存置してはならない。
 - (4) 施工管理及び工程管理に留意して、工期内の完成を遵守すること。
 - (5) 関連する他工事について
な し
 - (6) 埋め戻し材料について
本工事は、購入洗砂埋戻しとする。
 - (7) 路面復旧については、 本復旧 までとする。
 - (8) 仮配管について
仮配管材料は、ビニルライニング鋼管又はポリエチレン粉体ライニング鋼管を使用すること。
 - (9) その他
 - ・本工事は、一部債務負担行為工事であり、請負額に対しておおよそ現年度分 60 %、債務分 40 %である。本工事は、フレックス工期契約制度を適用している。